

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に多大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に多大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2 いじめに対する認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

（平成18年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

(2) いじめに対する基本的な考え方

本校では、全ての教職員が「いじめは、どの学校でも・どの生徒にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関心ですむ生徒はいない」「いじめは、人権侵害である」という基本認識に立つ。そして、全ての生徒が安心して学習をはじめとする全ての教育活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。さらに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

(3) いじめの構造やその背景

いじめの多くは意識的かつ集行的に行われ、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれる。そこには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造的問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

また、いじめの背景にあるいじめる側の心理を読み解くことも重要である。不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることも少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス ②集団内の異質な者への嫌悪感情 ③ねたみや嫉妬感情 ④遊び感覚やふざけ意識 ⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

(4) いじめの一般的態様

いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判断が難しい。よって、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う必要がある。

また一般的ないじめは、力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性ではなく反復継続して行われる。よって、いじめられる生徒は加害者を訴える意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねないことを十分に認識する必要がある。

(5) 学校の基本認識及び基本姿勢

いじめを許さない学校づくりを進め、いじめの防止と早期発見早期対応に努める。そのための基本姿勢として、次の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。
- ③ 生徒・教職員の人権意識を高め、生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。

- ④ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤ いじめの早期解決のために該当生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

3 学校におけるいじめの防止

いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立し、いじめの防止等を実効的に行うため、次のような取り組みを行う。

(1) 道徳教育や体験活動の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(2) 生徒主体のいじめ防止の活動

生徒が自分たちの力でいじめをなくす活動を積極的に推進することにより、生徒にいじめを許さない意識と態度を育て学校に「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを見て見ぬ振りをしない」という機運を醸成する。

- ・「いじめ防止宣言」の採択
- ・「いじめ防止フォーラム」等の実施
- ・「いじめ防止強調週間・月間」の設定 等

(3) 予防的な生徒指導の推進

いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置として、HRや総合的な学習の時間等を活用した計画的な「いじめ防止に向けた取組」を実施する。

(4) 保護者、地域への啓発等

保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を深め、いじめ防止に関する生徒の自主的活動を支援する。

4 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態調査（アンケート等）

いじめ又はいじめと疑われる行動を早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を実施する。

- ・いじめアンケート調査の実施 年2回 6月 11月 随時
- ・教育相談聞き取り調査の実施 年2回 6月 11月 随時

(2) 教育相談の方法、時期、体制整備

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に生徒理解に努めるとともに、相談を受けた場合は、速やかに組織的対応ができる体制づくりを推進する。

- ・担任、教科担任及び、部活動顧問等による日常観察と面談
- ・養護教諭、スクールカウンセラーによる面談

(3) 日常の観察のポイント

生徒観察にあたっては、生徒の表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要がある。いじめ早期発見のための日常の観察のポイント4つを以下に示す。

- ① 生徒の行動や会話に注意を払う。
- ② 授業やHR、部活動などの指導場面で、十分な生徒観察を行う。
- ③ 生徒との信頼関係をつくる。
- ④ ゆったりとした気持ちで生徒に接する。

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努める。また、いじめを把握した際には、関係者が話し合い、指導方針を決定した後、全教職員が共通理解した上で役割分担

し、迅速な対応を進める。いじめられている生徒は「絶対に守る」という学校の意志を伝え、保護者との連携を密にする。

5 校内体制について

いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立するため、次の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、総務部長、教務部長、生徒部長、環境保健部長、年次主任、養護教諭
特別支援コーディネーター
他 事案内容に応じ外部関係機関と連携を図る

(2) 事案内容により当該担任及びスクールカウンセラーを含める。

(3) 取組内容

- ①未然防止 ②早期発見 ③事案への対応に関すること
- ④情報交換会を月1回の定例会とし、事案発生時は緊急開催とする。

6 いじめに対する措置

いじめの事実を確認した場合の函館市教育委員会への報告及び重大事態への対応等については、法に則して、指導・助言を求め、学校として組織的に動く。

(1) いじめを受けた生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援する体制を構築する。

- ・安全、安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・生徒にとって信頼できる人と連携し、生徒に寄り添い支える温かい人間関係をつくる。
- ・活動の場を設定し、認め、励ます。

(2) いじめを行った生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるような指導を根気強く行う。

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らが行った行為の重大性を自覚させる。
- ・今後の学校生活のあり方、自分の生き方等について考えさせる。
- ・いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・必要に応じて出席停止、別室指導などの懲戒指導を加えるとともに、生徒が落ち着いて反省をする場面を設定すると同時に、教育を受ける場面も設ける。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

複数の教員で対応し学校はいじめの解決に向け全力を尽くす姿勢を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・生徒、保護者の苦痛に対して十分の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求めるなど、今後の協力体制について話し合う。

②いじている生徒の保護者に対して

事実を把握した後速やかに面談し、内容を丁寧に説明する。

- ・加害者ではあるが、生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・親子のコミュニケーションを大切にする事、今後このような行動を取る事のないよう

指導していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることなど、今後の協力体制について話し合う。

- ・学校と家庭の連携を密にし、些細なことでも何か気づいたことがあれば報告してもらうよう伝える。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでは、解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、状況に応じて、教育委員会、警察、福祉関係、医療機関等と緊密な連携をとることが必要不可欠である。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態として取り扱う際の判断の基準

①生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態。

- ・生徒が自殺を企図した場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。
- ・身体に重大な障害を負った場合。
- ・高額な金品を奪い取られた場合。

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている事態。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合。
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 教育委員会への報告

学校が重大事態と判断した場合、直ちに函館市教育委員会に報告し、互いに連携を密にして対応する。また、必要に応じ警察等の関係機関への協力要請も行う。

(3) 調査の在り方

函館市教育委員会が設置した重大事態調査のための組織に協力する。

8 評価

(1) いじめ問題に対する学校の取組に関する評価の方法と時期

いじめを隠蔽せず、実態把握及びその対応措置を実施するため、教師がいじめに対する正しい理解と認識を持ち、常に生徒一人ひとりの内面に積極的な関心を持ち、苦しい思いをしていないかという視点で生徒を見ていくことの重要性を全教職員で共有することが必要である。その評価の観点については次の通りである。

- ・いじめの未然防止の取組に関すること。
- ・いじめの早期発見の取組に関すること。
- ・いじめの再発防止の取組に関すること。

いじめが解消したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な継続指導を行うことが重要である。

また、学校評価（〈自己評価・学校関係者評価（保護者用）〉の項目に加え、適正に取組内容について評価することが重要である。